軽自動車税（種別割）の減免申請
～６月２日までに申請を～

河内町では、令和７年度軽自動車税（種別割）の減免申請を受け付けます。
昨年度申請し減免を受けた方も、**毎年**申請が必要となりますので忘れずに申請してください。

対象となる軽自動車

障害のある方が自ら使用する自動車またはもっぱら障害のある方の通学、通院、通所もしくは生業に使用される軽自動車（普通法人名義、事業用を除く）

所有者	運転者	使用目的	減免の可否
障害者本人	障害者本人	―	可
	障害者の家族 （生計を一にする方）	障害者のための 通院・通学等	可
	介護する方（常時）	障害者のための 通院・通学等	障害者のみの世帯 の場合は可
障害者の家族	障害者の家族 （生計を一にする方）	障害者等のための 通院・通学等	可

持参するもの

・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳
・自動車検査証　※令和５年１月から交付されたものについては自動車検査証**記録事項**
・運転者の運転免許証、もしくはマイナ免許証
・納税義務者の個人番号がわかるもの（通知カード、マイナンバーカード）
・軽自動車税（種別割）納税通知書　　※５月中旬頃発送になりますので、発送以前に申請する場合には必要ありません。

申請期間

４月２１日（月）　～　６月２日（月）　　※土・日、祝日を除く

留意点

・減免の対象となる自動車は、障害者の方１人につき１台（普通車を含む）です。
・申請期間終了後、また納税後の申請はできませんのでご注意ください。
・障害の区分や等級によっては対象とならない場合もありますので、詳細はお問い合わせください。
・減免を受けるには令和７年４月１日までに交付された手帳等が必要になります。
※減免の対象となる障害は「軽自動車税（種別割）の減免の対象となる障害一覧」を参考にして下さい。

【問合せ先】
河内町役場税務課　軽自動車税担当
TEL 0297-84-6971（直通）